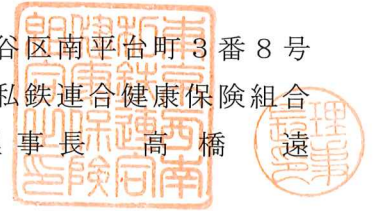


2024 西南健発第 8 2 号
公 告 第 3 9 号
令和 7 年 2 月 2 5 日

東京都渋谷区南平台町 3 番 8 号
東京西南私鉄連合健康保険組合
理 事 長 高 橋 遠



「資格確認書管理規程」の一部変更について

このたび、下記のとおり規程の一部変更をしましたので、公告いたします。

記

1. 下記規程の一部を令和 7 年 3 月 1 日より、別紙「新旧条文対照表」のとおり変更する。
「資格確認書管理規程」

以 上

(資格確認書管理規程)	
新 条 文	旧 条 文
(目 的) 第 1 条 この規程は、東京西南私鉄連合健康保険組合における健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の管理についての基準を定め、資格確認書の適正な管理を図ることを目的とする。 (管理責任者) 第 2 条 資格確認書の管理責任者は、専務理事とする。 (無効証及び廃棄処分) 第 3 条 被保険者資格喪失等の事由により返納された資格確認書又は書損となった資格確認書は第一面に無効表示を行なった後、廃棄するものとする。 2 資格確認書の廃棄は、専務理事の決裁を経て処分するものとする。 (滅失再交付) 第 4 条 滅失により資格確認書の再交付を申請する被保険者は、再交付手数料として1枚につき1,000円を原則納付しなければならない。 ただし、盗難による滅失であって、被害（盗難）届が警察に受理されていることが証明できる場合はこの限りでない。 (規程の変更) 第 5 条 この規程に定めのない事項及びこの規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。	(目 的) 第 1 条 この規程は、東京西南私鉄連合健康保険組合における健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の管理についての基準を定め、資格確認書の適正な管理を図ることを目的とする。 (管理責任者) 第 2 条 資格確認書の管理責任者は、専務理事とする。 (無効証及び廃棄処分) 第 3 条 被保険者資格喪失等の事由により返納された資格確認書又は書損となった資格確認書は第一面に無効表示を行なった後、廃棄するものとする。 2 資格確認書の廃棄は、専務理事の決裁を経て処分するものとする。 (規程の変更) 第 4 条 この規程に定めのない事項及びこの規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。
附 則 1. 令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。 2. 令和 7 年 3 月 1 日改正	附 則 1. この規程は、令和6年12月2日から施行する。